平成２３年（フ）第６２５号
愛知県岡崎市井ノ口町字河原西41番地　サンシティ井ノ口301
債務者　豊田　陽子（旧姓神取）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
愛知県額田郡幸田町大字久保田字出口12番地14、旧住所愛知県岡崎市大平町字西大森19番地７
債務者　杉本　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８５号
高知市下島町41番地
債務者　中山志那子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
北海道名寄市西３条南４丁目７番地１
債務者　原田　季子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１号
埼玉県秩父市永田町12番18号　ハイツピットインＢ号室、住民票上の住所埼玉県秩父郡小鹿野町藤倉711番地２
債務者　楮本　政行
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
北海道旭川市東光５条１丁目８番20―401号
債務者　田崎　光男
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
北海道旭川市東光15条４丁目４番12号　光生コーポ101号室
債務者　小池由美子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
北海道旭川市神居５条５丁目２番10号
債務者　菅原　三香（旧姓本郷）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
静岡県富士市柚木198番地の５、住民票上の住所静岡県富士市蓼原932番地の１
債務者　福田　浩子（旧姓黒井）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６４０号
岡山市中区平井５丁目６番54号
債務者　大森　慶子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７９号
岡山県倉敷市大畠２丁目19番35号
債務者　吉田　茂亀
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２０号
岡山市南区福浜町11番26号
債務者　藤井　千恵
1　決定年月日時　平成24年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０７５号
東京都豊島区雑司が谷３丁目19―28　竹荘１
債務者　中野　優子
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２９号
埼玉県川口市上青木５丁目４―17　アーケティックマンションⅢ306号
債務者　近藤　知江
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５９号
東京都西東京市下保谷５丁目１―14―203
債務者　熊原　聖人
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６６号
千葉県千葉市花見川区作新台３丁目５－８　アドベンチストホーム第２―102
債務者　中川　義彦（旧姓中村・山口）
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部